

緊急消防援助隊
和歌山県大隊
応援等実施計画

和 歌 山 県

令 和 5 年 7 月

目次

第1章	総則	2
第2章	大隊等の編成	2
第3章	大隊等の出動	3
第4章	現場活動	8
第5章	後方支援活動	9
第6章	活動終了	10
第7章	活動報告等	10
第8章	その他	11
別表第1	用語の定義	12
別表第2	県内消防本部等の連絡先	16
別表第3	応援先等関係機関連絡先	17
別表第4-1	大隊等の登録隊	21
別表第4-2	大隊等の登録隊（登録車両一覧）	22
別表第5	大隊の標準的な隊編成【地震】	24
別表第6	大隊の標準的な隊編成【土砂・風水害】	25
別表第7	NBC 災害即応部隊の編制	26
別表第8	土砂風水害機動支援部隊の編制	27
別表第9	地震等の出動等に係る取決め	28
別表第10	終結場所	29
別表第11	大隊等の出動等の報告	30
別表第12	大隊無線通信運用体制	31
別表第13	各消防本部の保有資機材	32
別紙第1	大隊等の指揮体制	36
別紙第2	公務従事車両証明書の様式	38
別記様式	事故や故障等の報告	39
別記様式	集団食中毒や感染症の感染（疑い含む）の報告	40
運用要綱別記様式1		41
運用要綱別記様式2（航空小隊を除く）		42
要請要綱別記様式2-1		43
要請要綱別記様式2-2		44
要請要綱別記様式3-1		45
要請要綱別記様式3-4		46
要請要綱別記様式5		47

緊急消防援助隊和歌山県大隊応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条の規定に基づき、和歌山県大隊（以下「大隊」という。）、和歌山県統合機動部隊（以下「統合機動部隊」という。）、和歌山市消防局NBC災害即応部隊（以下「NBC災害即応部隊」という。）、和歌山県土砂・風水害機動支援部隊（以下「土砂・風水害機動支援部隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、これら部隊が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 緊急消防援助隊に係る用語の定義については、別表第1のとおりとする。

(県内消防本部等の連絡先)

第3 応援等出動時における代表消防機関、幹事消防本部及び各ブロック消防本部の連絡先は別表第2のとおりとする。

(応援先等関係機関の連絡先)

第4 応援等出動時における応援先等関係機関の連絡先は別表第3のとおりとする。

第2章 大隊等の編成

(大隊等の編成)

第5 大隊等は大隊、統合機動部隊、NBC災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊とする。又、大隊等の登録隊は、別表第4-1、別表第4-2のとおりとする。

2 地震災害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

3 土砂・風水害における大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。

4 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。

5 NBC災害即応部隊の編成は、別表第7のとおりとする。

6 土砂・風水害機動支援部隊の編成は別表第8のとおりとする。

7 大隊等の長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。なお、大隊等が出動中において、大隊等の長が事故等により指揮活動不能となった場合は、大隊等の長の

属する代表消防機関又は代表消防機関代行の他の職員を大隊等の長に充てる。

- 8 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「ブロック名（紀北、紀中、紀南）中隊又は任務名（消火、救助、救急、後方支援等）中隊」と呼称するものとする。また、中隊長は、大隊等の長が指名するものとする。なお、中隊長が事故等により指揮活動不能となった場合は、大隊等の長の指名する者が中隊長の任務を代行するものとする。
- 9 小隊は、車両単位、中隊の任務を細分する任務単位又は消防本部単位とし、「車両名小隊、任務名小隊又は消防本部名小隊」等と呼称するものとする。また、小隊長は、中隊長が指名するものとする。なお、小隊長が事故等により指揮活動不能となった場合は、中隊長の指名する者が小隊長の任務を代行するものとする。

（指揮体制等）

第6 大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。）別記様式1に基づき被災地消防本部が作成する連絡体制のとおりとする。
- 3 大隊長は、大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- 5 NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、大隊等の長の指揮の下に中隊を指揮するものとする。
- 8 小隊長は、中隊長の指揮の下に小隊を指揮するものとする。

第3章 大隊等の出動

（地震時等の出動等に係る取決め）

第7 要請要綱別表A-1、A-2、E-1及びE-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、大隊等が出動準備又は出動（迅速出動を含む。）を行う対象となる事象は、別表第9のとおりとする。

（大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備）

第8 別表第9に定める地震等が発生し、大隊等が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、和歌山県（以下、県という。）及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第5）を構成する小隊の出

動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第 5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

- (2) 各消防本部は地震等の発生後速やかに、県に対して事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から大隊又は土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおりに対応するものとする。

- (1) 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 8）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた場合、速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前 2 項の場合のほか、消防庁から大隊（NBC 災害における救急小隊を中心とした大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおりに対応するものとする。

- (1) 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。
- (2) 各消防本部は県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた場合、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 県は、消防庁から大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

5 県内における大隊等の出動可能隊数の報告要領等については次のとおりとする。

- (1) 県は、和歌山県総合防災情報システム（一斉指令システム）の電子メール・FAX を使用した連絡方法により、各消防本部に対して出動可能隊数の報告を求めるとともに、出動準備依頼を行う。
- (2) 各消防本部は県から出動可能隊数の報告、出動準備の依頼を受けた後、幹事消防本部に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。
- (3) 幹事消防本部は各消防本部の報告を取りまとめ、要請要綱別記様式 2-2 により代表消防機関に対して出動可能隊数を報告するものとする。
- (4) 代表消防機関は幹事消防本部の報告を取りまとめ、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を県に報告するものとする。
- (5) 出動可能隊数報告における各消防本部間の連絡方法については、原則電子メールと

併せて有線電話によるものとし、困難な場合にはその他の方法によるものとする。

- (6) 各消防本部は出動可能隊数の報告と併せて出動準備を行うものとする。
- (7) 有線が断絶した場合は和歌山県消防救急デジタル無線システムを活用する。

(集結場所)

第9 集結場所は、別表第10のとおりとする。

(大隊及び統合機動部隊の出動)

第10 和歌山県知事(以下「知事」という。)は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により大隊(又は統合機動部隊)の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 3 出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 統合機動部隊は、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね1時間以内に出動するものとする。
 - (2) 第一次編成陸上隊は、統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後(迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後)、おおむね6時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
 - (4) 代表消防機関は、別表第10に基づき第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
 - (5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、統合機動部隊及び大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

(その他の部隊の出動)

第11 和歌山市長は、長官から要請要綱別記様式3-1によりNBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

- 2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町村(各消防本部)の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第10に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

(国家的な非常災害における出動)

第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨

の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 長官から出動の指示があった場合には、第 10 第 3 項に定める出動を行うほか、別表第 5 に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第 5 に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を經由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね 2 4 時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(大隊等の出動隊数及び出動人員等の報告)

第 13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、次のとおり県に対して出動隊数及び出動人員等を報告するものとする。

- (1) 各消防本部は要請要綱別記様式 2-2 により、出動隊数を幹事消防本部に報告するものとする。
- (2) 幹事消防本部は各消防本部の報告を取りまとめ、要請要綱別記様式 2-2 により、代表消防機関に対して出動隊数を報告するものとする。
- (3) 代表消防機関は幹事消防本部からの報告を取りまとめ、要請要綱別記様式 2-2 により県に対して出動隊数を報告するものとする。
- (4) 県は、要請要綱別記様式 2-2 により、消防庁に対して大隊等の出動隊数を報告するものとする。
- (5) 各消防本部は出動隊数を報告後、別表第 11 により出動した小隊区分、隊員名及び代表者の連絡先等について直接代表消防機関を經由して県に対して速やかに報告するものとする。
- (6) 出動隊数及び出動人員等の報告・連絡方法については、電子メールと併せて有線電話により行うものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 15 大隊等(NBC災害即応部隊を除く。)の長又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 後方支援本部は、前項の内容について県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第 16 大隊等の長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、

調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 3 大隊等の長又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
 - (1) 被災地の被害概要
 - (2) 大隊等の活動地域及び任務
 - (3) 大隊等の進出拠点及び出動ルート
 - (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行（サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯を点灯させて走行）を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署（所）途上である旨を申し出て、別紙第 2 「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第 18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

- 第 19 大隊等の長は、進出拠点到着後、速やかに大隊等名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、被災地市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、大隊等の長のみが先行して前項の任務を行い、無線等により大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(被災地到着)

第 20 大隊等の長は、応援先市町村到着後、速やかに大隊等名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について

確認するものとする。

- (1) 災害状況
 - (2) 活動方針
 - (3) 活動地域及び任務
 - (4) 大隊本部の設置場所
 - (5) 安全管理に関する体制
 - (6) 使用無線系統
 - (7) 地理及び水利の状況
 - (8) その他活動上必要な事項
- 2 大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する大隊が被災地市町村到着後、統合機動部隊長が大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する大隊が被災地に到着後は、大隊に帰属し、大隊長の指揮の下、大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(大隊本部の設置)

第21 大隊長は、大隊長を本部長とする大隊本部を設置するものとする。

- 2 大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 大隊長は、被害状況及び大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第12のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第23 各消防本部等の保有資機材は、別表第13のとおりとする。

(日報)

第24 大隊等の長は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

(出動及び活動時における事故報告)

第25 大隊等の長は、次に掲げる事項に該当する事故等が発生した場合は、指揮支援本部

(指揮支援本部が設置されていない場合は、消防応援活動調整本部)及び後方支援本部に報告するものとする。なお、第一報は迅速性を重視して口頭により速やかに報告し、第二報以降は、消防庁からの指示により必要に応じて報告するほか、適宜、口頭に加えて別記様式を用いて報告する。

- (1) 交通事故(人身、物損)、隊員の受傷事故、活動中の傷害・物損事故
- (2) 車両等(ヘリコプター、消防艇を含む。)の故障又は損傷
- (3) 集団食中毒や感染症の感染(疑いを含む。)
- (4) その他、小隊長等が必要と判断したもの。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第26 大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 消防庁、指揮支援(部)隊長、大隊等の長及び関係機関との各種連絡調整
 - (2) 大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - (3) 大隊等の隊数及び人員数の集計
 - (4) 大隊等の活動記録の集約
 - (5) 各消防本部に対する大隊等の活動状況に関する情報提供
 - (6) 大隊等に対する災害に関する情報提供
 - (7) 必要な資機材等の手配及び提供
 - (8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - (9) 後方支援に係る県との調整
 - (10) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第27 後方支援中隊は、大隊等の長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 交替要員の搬送
- (5) 活動の記録
- (6) その他必要な事項

(相互協力)

第28 県及び各消防本部は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、

燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

第6章 活動終了

(大隊等の引揚げ)

第 29 大隊等の長は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 大隊等の長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 大隊等の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署（所）報告)

第 30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、人員、装備等の異常の有無について、原則として有線電話により県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第 31 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 代表消防機関は各消防本部の報告を要請要綱別記様式 5 に取りまとめ、県に対して報告するものとする。

3 県は、速やかに県大隊等の活動結果を要請要綱別記様式 5 に取りまとめ、消防庁並びに受援都道府県に対して報告するものとする。

第8章 その他

(指揮支援実施計画)

第32 航空指揮支援隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(航空部隊の応援等)

第33 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(事前準備)

第34 各消防本部は、大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この計画は、令和5年7月1日から施行する。

(和歌山県緊急消防援助隊応援等実施計画の廃止)

2 和歌山県緊急消防援助隊応援等実施計画(令和2年10月26日制定)は、廃止する。